

甲賀市暴力団排除条例 逐条解説

甲賀市生活環境課

(目的)

第1条(1) この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、市民等に多大な悪影響を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市(2)の責務及び市民(3)等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものである。

2 解説

(1) 暴力団は、近年、薬物の密売等伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、不動産業、金融・証券市場への進出を図るなどし、企業活動を偽装した一般社会での資金獲得活動を活発化させている。

また、滋賀県内においては、平成22年に白昼の住宅街で暴力団関係者によるけん銃発砲を伴う殺人未遂事件が発生しており、暴力団が市民の安全で平穏な生活を脅かすとともに、社会経済活動の発展にも著しい悪影響を与えている。

本条は、滋賀県内のこのような厳しい暴力団情勢に鑑み、これらの不安要因を排除するために、市民、事業者、行政が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を確保することなどをこの条例の目的とすることを明確に示したものである。

(2) 「市」とは、市役所、市教育委員会等の市の執行機関の全てをいう。

(3) 「市民」とは、市内に住居（人の永続的な生活の本拠地をいい、住民登録の有無は問わない。）を有する者のほか、市外からの通勤者や通学者等市内における滞在者も含む。

滋賀県暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が県民生活および社会経済活動に介入し、県民等に多大な悪影響を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、ならびに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団⁽¹⁾ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員⁽²⁾ 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民等 市民及び事業者⁽³⁾をいう。

1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものである。

2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定されている「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいう。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいう。
- (3) 第3号の「事業者」とは、事業を行う個人及び法人をいう。消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第2号に定める「事業者」と同義である。

滋賀県暴力団排除条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 県民等 県民および事業者をいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在である⁽¹⁾という社会全体の認識の下⁽²⁾に、暴力団を利用⁽³⁾しないこと、暴力団に協力⁽⁴⁾しないこと及び暴力団と交際⁽⁵⁾しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民等、警察、関係機関⁽⁶⁾及び法第32条の2第1項の規定により滋賀県暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者その他の関係団体⁽⁷⁾による相互の連携協力の下に⁽⁸⁾推進されなければならない。

1 趣旨

本条は、甲賀市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものである。

2 解説

- (1) 「暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在である」とは、
- 暴力団は、法第2条第2号のとおり、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であること
 - 暴力団は、市民に対する卑劣な暴力、示威活動などにより、市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること
 - 暴力団は、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行っており社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であること等をいう。
- (2) 「社会全体の認識の下」とは、警察を含めた地方公共団体、関係機関、地域住民、地域社会、関係団体、事業所等が上記の「暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在である」ということを社会全体の共通認識として持つことをいう。
- 暴力団は、時代の変化に合わせ、組織実態や活動実態・形態を潜在化、不透明化させ、加えて資金獲得活動を多様化させるなどしており、これに的確に対応するためには、更なる警察の取締り強化と並行し、地方公共団体、地域住民、地域社会等が一層の連携強化を図り、社会全体で暴力団を孤立させていく、いわゆる「官と民が協働」した「社会対暴力団」という構図の確立が不可欠で、社会全体として暴力団に対抗していくことが重要となってきたことを受け、規定しているものである。
- (3) 「暴力団を利用」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用することをいう。第10条及び第11条で禁止する暴力団の威力の利用はもちろんのこと、暴力団員を組織的な労働力として利用する場合等も当該「暴力団の利用」に当たる。
- (4) 「暴力団に協力」とは、暴力団が組織的に行う不法行為に協力することだけでなく、暴力団の合法的な行為に対する協力も含む。
- (5) 「暴力団と交際」とは、暴力団員と頻繁に会食し交友を深めたり、暴力団が主催す

るゴルフコンペに出席することなどをいい、暴力団員個人や暴力団という組織との付き合いも含む。

暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際は、必ずしもすべて悪質な行為であるとは限らないが、本条において「暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として」と規定したのは、暴力団の反社会性に鑑み、甲賀市からの暴力団の排除を推進する上での市民等の基本的な在り方として示したものである。

(6) 「関係機関」とは、近畿地方整備局等の国の機関や、県等の関係行政機関をいう。

(7) 「関係団体」とは、暴力追放推進協議会といった地域・職域の暴力団排除活動を行う団体等をいう。

滋賀県建設業暴力追放連絡協議会、滋賀県企業防衛対策協議会等

(8) 「相互の連携協力の下に」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市や県をはじめ、市民等すべてが一丸となり、暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものである。

滋賀県暴力団排除条例

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活および社会経済活動に悪影響を与える存在であるという社会全体の認識の下に、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないことおよび暴力団と交際しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、県、県民等、関係機関および法第32条の2第1項の規定により滋賀県 暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者その他の関係団体による相互の連携協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する⁽¹⁾ものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団排除のための市の責務を明示したもので、市民等や関係機関と連携して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することについて規定したものである。

2 解説

(1) 「暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」とは、市の事務及び事業からの暴力団排除、青少年に対する教育等のための措置、暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るなど、多種多様な施策を行うことをいい、具体的には、

- 暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当要求の実態等に関する情報の提供
- 暴力団員による不当な行為への対処方針及び対処方法に関する助言及び指導
- 業種又は地域の別に応じた組織的な暴力団の排除のための活動を行うことについての助言及び指導
- 各種暴力団の排除のための活動の行事に関する協力及び後援
- 暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るための広報啓発
- 暴力団等による危害を被るおそれのある者に対する危害行為の未然防止の措置等が挙げられる。

滋賀県暴力団排除条例

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら(1)取り組むよう努めるものとする。

2(2) 事業者(3)は、基本理念にのっとり、その行う事業(4)により暴力団を利すること(5)とならないようにするものとする。

3(6) 市民等は、市が実施する暴力団の排除に関する施策(7)に協力する(8)よう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報(9)を得たときは、市及び警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性に鑑み、第1項において市民等の役割、第2項において事業者の役割、第3項において市民等の市の暴力団排除施策への協力と暴力団の排除に資すると認められる情報の提供に関する努力義務について規定したものである。

暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、市民等が市や関係機関等と相互の連携協力を図り、社会全体で暴力団を孤立させていく、いわゆる「社会対暴力団」という構図の確立が不可欠で、社会全体が一丸となった活動を展開すべきであることを規定したものである。

2 解説

(1) 「相互に連携協力をしながら」とは、第3条解説(8)の「相互の連携協力の下に」と同様の趣旨であり、市民等が一丸となり、暴力団の排除のための活動に取り組むべき姿勢を示したものである。

(2) 第2項については、事業者が社会的責任を果たし、その事業が暴力団を利することのないよう、事業者の役割を明確に規定したものである。

事業者が事業を営むに当たって、当該事業から暴力団の排除のための取り組みを推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要かつ必要なことであり、更には企業防衛の観点からも不可欠なものである。しかし、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を背景に、潜在化した暴力団によって、銀行融資取引、証券取引又は不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま、そのような取引が行われ、これが暴力団の排除を阻害する要因にもなっていることから、このように規定したものである。

(3) 「事業者」とは、第2条第3号の解説(3)のとおり、個人事業者（事業を行う個人）と法人をいう。

(4) 「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいう。営利の要素は必要とせず、前段階にあたる「事業の準備」も、当然に「事業」に含まれる。

この「事業の準備」については、具体的な場合において諸般の事情を勘案して決められることとなるが、少なくとも「事業の準備」であることが客観的に認められ得る程度になされていることを必要とする。ただ単に事業の実施者の主観においてのみ存在するような程度、例えば実施者が単に実施しようと内心で考えていたという程度では足りないが、その事業のための調査活動を実施した場合、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等については、「事業の準備」に当たると解される。

(5) 「その行う事業により暴力団を利すること」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、事業者が認識がなく行う行為も含む。

具体的には、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員と下請契約や資材・原材料の購入契約等を締結することなど、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含む。

(6) 第3項については、市民等が、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を得ていることが考えられる。こうした市民等からの情報の提供を受けることにより、本条例や滋賀県暴力団排除条例に基づく施策等に反映させて、効果的な暴力団の排除を推進するため、暴力団の排除に資する情報を知ったときの市や警察署への提供について規定したものである。

(7) 「暴力団の排除に関する施策」とは、第4条の解説(1)のとおりである。

(8) 「協力する」とは、市等が実施する暴力団の排除に関する行事（集会等）や広報啓発活動等に参加したりすることなどをいう。

(9) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団の犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力

団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、市民の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいう。

当該情報の例としては、

- 暴力団A組は、B地区の飲食店からみかじめ料を徴収している。
- 企業Cが、地元対策費と称して暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた。
- 企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。
- Hマンションの2階には、I組の関係者が多数出入りしており、I組の事務所があるかもしれない。
- 暴力団J組の幹部Kは、最近更迭され、後任に組員Lが抜てきされた。

等である。

滋賀県暴力団排除条例

(県民等の役割)

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするものとする。

3 県民等は、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条(1) 市は、建設工事その他の市の事務又は事業(2)により暴力団を利する(3)こととならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(4)を市が実施する入札に参加させない(5)等の必要な措置(6)を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団の排除を率先して行うべき市が、その実施する事務又は事業において、暴力団を利することとならないよう、市が暴力団員や暴力団(員)と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講ずることを規定したものである。

2 解説

(1) 市が実施する全ての事務及び事業が暴力団を利することは許されない。県においては、滋賀県暴力団排除条例において、県が行う全ての事務及び事業からの暴力団排除が規定されており、それと同様に、市が実施する事務及び事業の全般から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることを明文化したものである。

- (2) 「建設工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する建設工事のみならず、市が実施する事務又は事業の全てをいう。
- (3) 「（市の事務又は事業により）暴力団を利する」とは、（市の事務又は事業を通じ）暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなく行う行為も含む。
- (4) 「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、
- 暴力団員が役員となっている事業者
 - 暴力団員の妻、内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - 不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するため、暴力団関係者を使用する事業者
 - 暴力団関係者に対して不当に金銭等財産上の利益を供与する事業者
 - 暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
 - 暴力団関係者と知りながら、これを不当に利用する事業者
- 等が挙げられる。
- (5) 「市が実施する入札に参加させない」とは、具体的には、建設工事に係る建設業者の入札参加停止基準に規定する措置をいい、必要な措置の例示として条文に盛り込んでいる。
- (6) 「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないことの確認や、要綱等に基づく入札参加停止の措置のほか、契約後に暴力団関係者であることが判明した場合の解除権の設定等、あらゆる事務又は事業から暴力団の排除が円滑に推進されるための措置が考えられる。
- しかし、市の事務及び事業のなかには、制度の趣旨に鑑みれば、事務又は事業の相手方が暴力団員であることのみをもって一律に排除することが適当でないものや、市が行う許認可事務であるものの、欠格事由は法律によって定められ、暴力団員であることは法律上の欠格事由に該当しないものなども考えられ、このような場合においては、
- 法律等により、地方自治体に委任された事務等であるか（暴力団の排除に関し、市が裁量権を有するか否か）
 - 当該事務等に関し、暴力団の関与の実態があるか
 - 当該事務等の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか
 - 暴力団の排除の実効性はあるか
- 等を勘案した上で、それぞれの事務又は事業ごとに妥当な「必要な措置」を講ずることとなる。

滋賀県暴力団排除条例

（県の事務および事業における措置）

第6条 県は、建設工事その他の県の事務または事業により暴力団を利することとな

らないよう、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第7条⁽¹⁾ 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、**集会⁽²⁾**の開催等により**広報及び啓発⁽³⁾**を行うものとする。

2⁽⁴⁾ 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動⁽⁵⁾に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その**安全の確保に配慮⁽⁶⁾**するものとする。

1 趣旨

本条は、市が、市民等による暴力団の排除の活動に資するため、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うこと、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携して、その安全の確保に配慮することを規定したものである。

2 解説

(1) 暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であることから、市民等にその重要性について理解を深めてもらうために市が広報及び啓発を行うことを規定したものである。

(2) 「集会」とは、暴力団の排除を目的として市が開催する様々な集会（大会）をいう。

(3) 「広報及び啓発」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の気運が醸成されるような活動をいう。

具体的には、暴力団排除に関するポスター・パンフレット等の配布、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの活用等が考えられる。

(4) 第2項は、暴力団の排除の活動を行う者は、暴力団の組織力を背景とした暴力等により危険にさらされるおそれがあるため、市民等が安心して暴力団排除のための活動に取り組めるよう安全確保に配慮する市の義務を定めたもので、法第32条第2項に規定される「国及び地方公共団体の責務」から導かれるものである。

(5) 「暴力団の排除のための活動」とは、行政機関等が主催する暴力団排除のための集会等に参加すること、事業者がその事業活動において暴力団排除を実施すること、市民が地域において暴力団排除のための活動を実施すること等、暴力団及び暴力団員等をけん制し、又は打撃を与える効果が期待できるあらゆる活動をいう。

(6) 「安全の確保に配慮」とは、暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対して警察に保護措置をとるよう要請することが考えられる。

滋賀県暴力団排除条例

(警察による保護措置)

第7条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動をしたこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認める者に対し、警察官による警戒等その者の保護のため必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第8条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、または提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、県民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力しながら取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報および啓発)

第9条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、集会の開催等により広報および啓発を行うものとする。

(市の公の施設の使用の不承認等)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体⁽¹⁾は、市が設置した公の施設⁽²⁾の使用の申請があった場合又は当該公の施設の使用の承認をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の承認又は承認の取消しについて定める他の条例⁽³⁾の規定による場合のほか、当該使用の申請について承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる⁽⁴⁾。この場合において、当該不承認又は承認の取消しの処分は、当該公の施設の使用の承認又は承認の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。⁽⁵⁾

1 趣旨

本条は、暴力団員が市の公の施設を利用することにより、暴力団に利益をもたらすことがないように必要な措置を講ずるものとして規定したものである。

市の公の施設の利用に関する事務も、市の事務及び事業の一つである。

市民の税金により設置された公の施設が暴力団の活動に利用されることは断じて阻止しなければならないのはもちろん、市民の誰もが知っている市の施設において、法要等の義理かけ行為等暴力団の資金獲得及び示威活動を容認することは、暴力団排除活動を推進させていく市の立場を明確にするためにも避けなければならない。そのため、第6条から特化し本条を規定したものである。

2 解説

- (1) 「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体」とは指定管理者制度により管理を行っている法人等をいう。

○ 地方自治法第244条の2第3項

「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

○ 指定管理者制度について

民間の能力や経験を活用することにより、市民サービスを向上させるとともに、可能な限り競争を導入することによって、経費の節減を図るなど、効率的かつ効果的な施設管理運営を目指すことを目的として、公の施設に同制度を導入しているもの。

- (2) 「市が設置した公の施設」とは、市が所有する行政財産のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための目的で設置されている施設をいい、直営、又は指定管理者により管理されている施設をいう。

※ 甲賀市が管理する公の施設

甲賀市福祉ホール、甲賀市かふか生涯学習館、甲賀市水口図書館等

- (3) 「当該公の施設の使用の承認及び取消しについて定める他の条例」について

現在、甲賀市においては、図書館等の施設の設置管理に関する条例中に、施設の利用の不承認事由の一つとして、「集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき」を掲げ、暴力団排除条項を盛り込んでいる。

- (4) 「使用について承認をせず、又は承認を取り消すことができる」場合については、あくまでも暴力団の活動に利用されると認める場合に限るものである。例えば、公の施設内で暴力団員が多数集まり、組織の祭典等を行うことなどがそれにあたる。よって、暴力団員が個人的に市立の体育館を利用するような場合は、暴力団組織の活動に利用される場合ではないとみなし、本条に該当しないことになる。

- (5) 「当該公の施設の使用の承認又は承認の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす」とは、公の各施設については、それぞれ設置管理に関する条例により、使用の承認又は承認の取消し、取消し等に係る相手方の原状回復義務について規定されているところである。

本条例に基づく施設の使用の不承認等については、それぞれの施設の設置管理に関する条例に基づいてなされた処分とみなし、本条例の規定に基づき使用の承認を取り消した場合においても、当該各施設の設置管理に関する条例において規定されている原状回復義務が生じることとなる。

滋賀県暴力団排除条例

(県の公の施設の使用の不承認等)

第11条 知事もしくは教育委員会または地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、県が設置した公の施設⁽²⁾の使用の申請があった場合または当該公の施設の使用の承認をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の承認または承認の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用の申請について承認をせず、または当該使用の承認を取り消すことができる。この場合において、当該不承認または承認の取消しの処分は、当該公の施設の使用の承認または承認の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

(青少年に対する教育等のための措置)

第9条⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾ 市は、その設置する中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育⁽⁴⁾が行われるよう、適切な措置⁽⁵⁾を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者⁽⁶⁾は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による被害を受けないよう、青少年に対して指導、助言⁽⁷⁾その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援⁽⁸⁾を行うものとする。

1 趣旨

本条は、青少年が暴力団へ加入することの防止及び暴力団が介在する犯罪に巻き込まれないよう、市が中学校において教育を行うこと及び青少年の育成に携わる者に対して、市が支援等を行うことを規定したものである。

2 解説

(1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在であるが、暴力団専門誌、暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があるのが現実である。

よって、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を認知させることにより、暴力団に対する誤った認識を払拭させ、暴力団犯罪に巻き込まれ、又は暴力団に加入したりすることを防止する必要がある。

- (2) 青少年に対する指導等を推進することは、将来における暴力団加入者を減少させ、暴力団の組織を弱体化に導くことや、青少年の福祉を害する犯罪実態を正しく認識させ、暴力団が資金獲得のために介在する犯罪から青少年を守るためには極めて重要である。
- (3) 教育の対象を中学校の課程とした理由は、
- 中学校の生徒の年齢であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることについて十分に理解することが可能であること
 - 中学校の生徒の年代は、特に周囲の環境の影響を受けやすいこと
 - 中学校の時代に暴走族への加入等非行に走ることが比較的多く、その後、暴走族等での友人・知人を介しての暴力団への加入が多いこと
- 等である。
- (4) 「暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させることを目的とした教育であり、教職員が実施する教育に限らず、警察職員の派遣を受けての教育等も含む。
- (5) 「適切な措置」とは、青少年に対する助言、指導が円滑に推進されるために講ずべき措置をいい、青少年に対する暴力団犯罪、暴力団への加入事実等を認知した場合の早期の警察等に対する情報の提供等も含む。
- (6) 「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、その他青少年に対し助言及び指導できる立場にある者を広く含む。例えば、地域防犯活動団体、自治体の職員、PTAの役員等が含まれる。
- (7) 「指導、助言」とは、例えば、
- 暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したりしないよう助言すること
 - 暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導すること
- 等をいう。
- (8) 「必要な支援」とは、青少年の育成に携わる者が指導等を行うために必要な支援であり、暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等の教育に必要な資料や啓発教材等の提供、講師派遣等、市が実施する支援全般をいう。

滋賀県暴力団排除条例

(青少年に対する教育等のための措置)

第13条 県は、学校教育法第一条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支

援学校（中学部及び高等部に限る。）および高等専門学校ならびに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置⁽⁶⁾を講ずるものとする。

- 2 青少年の育成に携わる者⁽⁸⁾は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対して指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、県は、青少年の育成に携わる者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援をするものとする。

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第10条⁽¹⁾ 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、又は暴力団の威力⁽²⁾を利用⁽³⁾してはならない。

1 趣旨

本条は、市民が暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものである。

2 解説

(1) 市民が市民生活において、暴力団の威力を自己の利益のために利用することは、市民等が一丸となって暴力団の排除を進めていくことへの裏切りともいえる行為であり、暴力団の威力を利用することを禁止したものである。

(2) 「威力」とは、人の意思を制圧するに足りる勢力であり、「暴力団の威力」とは、暴力団に所属していることにより発生する影響力をいう。

(3) 「（暴力団の威力を）利用」とは、自己に有利なようにそれを活かすことであり、単に暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が事業者のためになされていることなどを直接、間接に他者に認識させることである。例えば、暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている市民のために当該近隣住人に嫌がらせをすることは、暴力団による「暴力団の威力の行使」に当たるが、その住民が「これは近隣のトラブルの関係でやられたんだ。」と認識すること（トラブルを抱えている市民がそのように近隣住民に認識させること）が「暴力団の威力の利用」である。また、市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」等といってトラブルの処理を有利に進めようとすることも「暴力団の威力の利用」に当たる。

（利益の供与の禁止）

第11条⁽¹⁾ 市民等は、暴力団の威力を利用⁽²⁾し、又は暴力団の活動⁽³⁾若しくは運営に協力⁽⁴⁾する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者⁽⁵⁾に対して金品その他の財産上の利益⁽⁶⁾の供与⁽⁷⁾をしてはならない。

1 趣旨

市民等が、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品や財産上の利益の供与を禁止することを規定したものである。

2 解説

- (1) 滋賀県暴力団排除条例においては、事業者がその行う事業に関して暴力団員等に対して財産上の利益の供与を禁止しているが、本条においては、事業者とともに個人が行う財産上の利益の供与を禁止したものである。
- (2) 「暴力団の威力を利用」とは、前条の解説(3)のとおりである。
- (3) 「暴力団の活動」とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般をいう。例えば暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売（違法な活動）、暴力団員による役務の提供（合法的活動）等が挙げられる。
- (4) 「（暴力団の）運営に協力」することとなる利益の供与とは、暴力団組織の運営に結果として協力するような利益の供与をいい、例えば、暴力団によるおしぼり、門松、絵画等の販売に対して不当に多額の金銭を支払うことなどが該当する。
- (5) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が市民に対して利益の供与をする相手先として指定した自然人及び団体をいい、その者が、利益の供与についての事情を知っているかどうかは問わない。例えば暴力団員が自己に対する資金提供を隠蔽する目的で、市民をして、暴力団員に対して債権を有する者に、その暴力団員の名義で債務の支払いを行わせしめる行為等は、当該債権者が事情を知らなくても禁止されるべきである。暴力団員自らが利益の供与を受ける代わりに親族や債権者等の第三者にこれをさせるような脱法的な行為も禁止するものである。
- (6) 「金品その他の財産上の利益」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいう。
- (7) 「（利益の）供与」とは、相手方に金銭、物品等の利益を提供し取得させることをいう。有償か無償かは問わず、又、物々交換など相当の反対給付を伴うものであっても、これに該当し得る。

滋賀県暴力団排除条例

（事業者からの利益の供与の禁止）

第14条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等または暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動または運営に協力する目的で、暴力団員等または暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等または暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務または情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 趣旨

この条例に規定する事項の他に、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることを規定したものである。